議員提出議案第2号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び朝霞市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年3月17日提出

提出者	朝霞市議会議員	野	本		幸
賛成者	朝霞市議会議員	遠	藤	光	博
賛成者	朝霞市議会議員	石	原		茂
賛成者	朝霞市議会議員	須	田	義	博
賛成者	朝霞市議会議員	Щ	下	隆	昭
賛成者	朝霞市議会議員	駒	牧	容	子
賛成者	朝霞市議会議員	Щ	П	公	悦
賛成者	朝霞市議会議員	本	田	麻肴	育子
賛成者	朝霞市議会議員	佐ク	く間	ケン	ノタ

朝霞市議会議長 様

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例(昭和50年朝霞市条例第21号)の一部を次のよう に改正する。

別表総務常任委員会の項を次のように改める。

総務常任委員会	1 市長公室の所管に属する事項	6 人
	2 総務部の所管に属する事項	
	3 危機管理室の所管に属する事項	
	4 出納室の所管に属する事項	
	5 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会	
	及び固定資産評価審査委員会の所管に属す	
	る事項	
	6 一般会計のうち歳入に関する事項	
	7 他の常任委員会の所管に属しない事項	

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。